

農地転用許可を受けた皆様へ

農地転用の許可後、工事の進捗状況報告が必要です。

提出期限

第1回目：転用許可日の3か月後までに	} 報告をお願いします。
第2回目以降：第1回目の報告後1年ごとに	
完了報告：工事完了後、速やかに	

※恒久転用の許可を受けた方は、
工事完了報告のあった日から3年間、6か月ごとに事業実施状況の報告が必要です。

※報告を怠ると、許可を取り消す場合がありますので、必ず報告をお願いします。

提出書類

①農地転用許可後の工事進捗状況報告書

様式については、市ホームページ【各課のご案内 > 農業委員会事務局 > 農地振興係 > 農業 > 農地法第4・第5条許可申請 > 農地転用許可後の工事の進捗状況報告】からダウンロードできます。紙媒体の様式については、市農業委員会でもらえます。報告をもとに、必要があれば現況確認をします。完了報告の場合は、現地確認を行います。

※一時転用：許可後から完了前までの報告は、着手と状況の報告となり、完了報告は農地復元の報告となります。（申請書に記載された工事完了日＝農地復元の期限日）

※恒久転用：許可後から完了前までの報告は、工事着手と進捗状況の報告となり、完了は、工事完成の報告となります。完了報告日以降は、3年間の状況報告が必要です。

※計画当初の転用目的に、変更が生じる可能性がある場合は、事前に農業委員会に相談してください。

提出先

西之表市農業委員会